



家計急変世帯に対する 臨時特別給付金 (10万円/1世帯) のお知らせ

受取りには手続き(申請)が必要です

- 令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し要件を満たした世帯は**1世帯あたり10万円**の給付を受けることができます。
- 給付金は手続き(申請)を行わないと受け取れません。
- 住民税非課税世帯向け給付金の受給対象世帯、もしくは受給済世帯の方はこの給付金は申請できません。

家計急変世帯に対する臨時特別給付金支給対象となる世帯とは

■ 令和4年1月以降世帯に属する全員の収入が住民税非課税相当まで減少した世帯。

※ただし収入が減少した原因が新型コロナウイルスの影響であること。

■ 令和3年度及び令和4年度の住民税非課税世帯給付金給付対象世帯ではない世帯。

■ 世帯に属する全員が住民税課税者からの税法上の扶養を受けていない世帯。

※世帯の中に住民税課税者からの扶養を受けていない方が1人以上いること。

家計急変世帯給付金支給対象世帯に該当するかは裏面でもご確認いただけます。

給付の対象となる可能性がある方は下記まで問い合わせください

- 収入状況のわかる書類がある方は、お手元にご用意ください。
- 世帯全員の扶養状況を再度ご確認ください。
(離れて暮らすお子さんの税法上の扶養になっているか等を事前にご確認ください。)
- 審査の結果、支給対象となったときは、**20日程度**で給付金が支払われます。
※入金後、支給済み通知を郵送します。通帳記帳によりご確認ください。
- **申請期限:令和4年9月30日まで**

問い合わせ先 制度に関することは内閣府へ 手続きに関することは役場へ



内閣府コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00 ~ 20:00(土日祝日を除く)



みなかみ町役場 臨時特別給付金担当

0278-25-5011

受付時間 8:30 ~ 17:00(土日祝日を除く)

家計急変世帯に該当するか確認してください



※世帯員の範囲は、給付金申請日において住民基本台帳に登録されている方です

住民税非課税世帯向け給付金の給付対象世帯ですか。

はい

いいえ

※令和3年度または令和4年度において住民税非課税世帯向けの給付対象世帯の方は家計急変による申請はできません。(受給済世帯を含む)
 ※住民税非課税世帯給付金の対象となる可能性がある世帯には令和4年2月1日以降個別にご案内を送りしています。



世帯全員が市町村民税(均等割)課税者に扶養されていますか。
 (離れて暮らすお子さん等にも確認してください。)

はい

いいえ



新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年1月から申請日の前月の間に家計が急変(収入が減少)しましたか。

いいえ

はい



同一世帯に属する全員の収入が住民税非課税相当になりましたか。
 (非課税相当の目安は、下記の基準表を参考にしてください)

いいえ

はい



給付対象となる可能性がありますので、みなかみ町役場までお問合せください。申請手続きについてご案内いたします。

※申請書等による審査を経て支給決定となります。

支給要件を満たさないため、本給付金の支給対象外となります

住民税非課税相当の目安となる基準

扶養している親族の状況	年間収入見込額で 申し立てる場合の 〔非課税相当収入限度額〕	年間所得見込額で 申し立てる場合の 〔非課税相当所得限度額〕
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円	38.0万円
扶養親族 1名 を扶養している場合	137.8万円	82.8万円
扶養親族 2名 を扶養している場合	168.0万円	110.8万円
扶養親族 3名 を扶養している場合	209.7万円	138.8万円
扶養親族 4名 を扶養している場合	249.7万円	166.8万円
※扶養親族の人数には配偶者控除等による扶養を受けている配偶者も含まれます。		
障害者、未成年者、 寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円